

1. 事業の計画に関する項目

定款第5条に記載された各事業について、以下の通り実施する。

(1) 特定非営利活動に係る事業

表 事業一覧

事業名 (定款第5条)	プロジェクト名	事業概要
①景観まちづくりについて 市民への情報・交流・啓発事業	情報の提供	市民が主体となって景観まちづくりを進めていくために役に立つ情報を提供する。
	景観についての意識の啓発に関する事業	市民が主体となって景観まちづくりに取り組んでいく働きかけを行う。
②地域景観資源の調査・研究	良好な景観の形成に関する調査研究	「景観まちづくり」のベースとなる地域特有の歴史的・文化的な意義を、文献や聞き取り等によって、明らかにする調査や研究を行う。
③景観まちづくりに関する教育事業	地域の景観まちづくりを支援する専門家の育成	地域の住民が主体となった「景観まちづくり」の推進を支援するために、専門的な知識を有する適切な人材を育成する、京都景観エリアマネジメント講座を実施する。
④地域の景観まちづくりの支援(相談・アドバイス・人材の派遣)	地域サポート活動	市民が主体となって景観まちづくりに取り組んでいくための支援を行う。(活動地域：嵐山、深草、三条通、祇園新橋、笹屋町一丁目)
	地域ネットワーク活動支援事業	地域が地域情報の共有や発信を行う取組を支援するために、地域ホームページ運営支援事業を進める。また、地域景観づくり協議会をはじめとして、景観まちづくりに取り組む地域間のネットワーク形成や交流事業を支援する。
	相談業務	地域で抱える「景観まちづくり」についての課題や疑問について、さまざまな分野の専門家(京都景観エリアマネージャー)がネットワークを組んで、相談に応じる。
	受託事業	地域の住民が主体となった「景観まちづくり」の推進を支援するため、行政や民間からの業務受託や、専門的な知識を有する適切な人材の派遣をする。
⑤景観まちづくりへの提言	良好な景観形成に向けた提案・提言	屋外広告物、緑地など景観構成要素のあり方や、景観形成の仕組み、制度のあり方など、景観まちづくりに必要な研究・提案を行う。
⑥景観まちづくり推進のための体制づくり	景観まちづくりを支援する専門家のネットワークづくり	エリマネの専門性を高めるための活動を行う。併せてエリマネ相互の情報交流を行い、協働のネットワークづくりの礎とする。
	多様な主体とのネットワークづくり	景観まちづくりを支援する多様な主体とのネットワークを広げる。
⑦その他、この法人の目的を達成するために必要な事業		

(2) 団体の運営

適切な団体運営をする。

① 景観まちづくりについて市民への情報・交流・啓発事業

□ 情報の提供

京都景観フォーラムの活動情報や、市民が景観をきっかけとして、暮らしやすいまちに対する関心を高め、地域の繋がりを強め、未来へ向けて「京都らしい」「地域らしい」景観まちづくりに取り組んでいくための情報等を、ホームページ、フェイスブック、メーリングリスト、プロジェクト冊子やレポートなどを通じて提供する。

□ 景観についての意識の啓発に関する事業

市民が景観をきっかけとして、暮らしやすいまちに対する関心を高め、地域の繋がりを強め、未来へ向けて「京都らしい」「地域らしい」景観まちづくりに取り組んでいくための働きかけを行う。

② 地域景観資源の調査・研究

□ 良好な景観の形成に関する調査研究

「景観まちづくり」のベースとなる地域特有の歴史的・文化的な意義を、文献や聞き取り等によって明らかにする調査や研究を行い、景観に関する現状を調査、分析し、地域の特性を明らかにして、望ましい将来像を提案する。また、景観的価値を地域や市民が再認識して「景観まちづくり」を推進していくプロセスを研究し、それらの研究や地域で展開しているプロジェクト事業を通して、「景観まちづくり」のノウハウを研究し構築していく。

● KYOTOメモリーグラフプロジェクト

同一構図の写真を撮影し、場所の記憶を時間的に積み重ねていくスマートフォンアプリを活用し、地域の人々が地域に眠る地域資源を自ら発見し、アーカイブして情報発信する研究について、研究機関と共に地域へのアプローチを行う。

③ 景観まちづくりに関する教育事

□ 地域の景観まちづくりを支援する専門家の育成

地域に相応しい景観を保全・創造していく「景観まちづくり」を進めていくためには、地域の歴史や文化、商いや経済状況、人々の暮らし方など、地域固有の多様な情報を読み取り、総合的な見地から理解し、マネジメントを図る専門家が必要である。これを担う専門家を育成するために、基礎講座・実践講座の2年間の「京都景観エリアマネジメント講座」を実施し、「京都景観エリアマネージャー」として登録し、地域の景観まちづくりに寄与する。

④ 地域の景観まちづくりの支援（相談・アドバイス・人材の派遣）

□ 地域サポート活動

京都の景観として重要だと考える地域について、地域や市民の合意形成や仕組みづくり等をサポートし、プロジェクトを組んで関心を促すなど、連携に広げていく事業を行う。

● 嵐山プロジェクト

嵐山のまちづくりにおける地域景観づくり協議会の運営支援及び景観に関するルールづくりなどの取り組みの支援を行う。

● 深草プロジェクト

鴨川運河会議の自立的運営に向けた支援を行う。地域・市民への理解向上に関する従来事業の継続に加え、保全・活用について関係行政部署との協議を進め、協働できる体制を推進する。

高松橋ひろばの活用推進に関し、市民団体である高松橋ひろばづくりの会の自立的運営を支援し、地域の若い世代が主体的に活動できるよう支援する。

● 三条通プロジェクト

電線地中化・無電柱化とともにみちの在り方・活用を考える多主体によるエリアマネジメント組織の形成、将来ビジョンの策定に関する支援を行う。また、「京の三条まちづくり協議会」の地域景観づくり協議会による意見交換会の運用支援や、近代洋風建築の理解向上、ネットワーク化へ向けた活動を支援する。

● 祇園新橋プロジェクト

祇園新橋景観づくり協議会の事前協議の運営、撮影マナー対策、白川南通りの遊歩道化、新橋通りの無電柱化などの取り組みについて、助言や支援を行う。

● 笹屋町一丁目プロジェクト

笹屋町一丁目景観まちづくり協議会のサポートを通じて、町家を核として育まれてきた地域のつながりを次世代に引き継ぐため、顔の見える関係を基盤とした居住環境の確保や西陣らしさを残した住みよいまちの形成について、助言や支援を行う。

□ 地域ネットワーク活動支援事業

地域が自らの地域情報の共有や発信を行う取組について、技術的な支援や提案を行う地域ホームページ運営支援事業を推進する。また、地域景観づくり協議会をはじめ、景観まちづくりに取り組む地域のネットワーク形成や交流事業を支援する。

● 地域ホームページ運営業務

景観まちづくりを行う地域や団体のホームページによる情報発信の作成および更新支援を行う。

● 景観まちづくりネットワークの支援活動

京都市内の地域景観づくり協議会の認定を受けた地区など、景観まちづくりを行う地域の情報共有や交流などを支援する。

● 京都市建築協定連絡協議会運営支援

京都市内の建築協定地区の継続的なまちづくりの支援、協定地区間相互の連携の強化、建築協定地区内外への建築協定の普及啓発など連絡協議会活動の充実及び将来的な自立化に向けた、支援を行う。

□ 相談業務

地域で抱える「景観まちづくり」についての課題や疑問について、さまざまな分野の専門家（京都景観エリアマネージャー）がネットワークを組んで、相談に応じる。

□ 受託事業

地域が、地域景観づくり協議会、地区計画の策定、建築協定の締結やその他景観まちづくり活動に取り組む際に、適切な人材を派遣し支援する。また、地域の景観まちづくりに関わる調査研究事業などを受託し、団体の実績とする。

⑤ 景観まちづくりへの提言

□ 良好な景観形成に向けた提案・提言

屋外広告物、緑地など景観構成要素のあり方や、景観形成の仕組み、制度のあり方など、景観まちづくりに必要な研究・提案を行う。

⑥ 景観まちづくり推進のための体制づくり

景観まちづくりのために活動するネットワークを広げるため、エリマネネットの活動を進めるとともに、多様な主体との協働や支援をすすめる。

□ 景観まちづくりを支援する専門家のネットワークづくり

京都景観エリアマネージャーとして登録された者たちが「エリマネネット」として交流しながら、自己研鑽のための勉強会や研究会を自主的に開催する。それにより、地域の景観まちづくりを支援する際の専門家としてのあり方やノウハウの共有を図る。ひいては、景観フォーラムの専門家のプラットフォームとする。

□ 多様な主体との地域支援のネットワークづくり

地域の景観まちづくりを支援するには、京都景観エリアマネージャーだけでなく、他の専門家や行政、事業者、研究機関などとの多様な主体との連携が必要である。そのため、地域の景観まちづくりに貢献しようとする団体や人材を結びつける橋渡しの役割を担い、ネットワークによる支援の実現を目指す。また、コミュニティサポートの仕組みづくりを検討する。

⑦ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業